

令和8年5月24日執行  
鴨川市議会議員一般選挙

# 候補者の手引き

鴨川市選挙管理委員会



# 目 次

## 第1 立候補の手續

1	立候補の届出期日	3
2	届出の方法	3
3	届出先	3
4	届出の受付方法	3
5	届出の際の印鑑	3
6	必要書類	4
(1)	本人届出の場合の必要書類	4
(2)	推薦届出の場合の必要書類	11
7	その他の手續	15
(1)	候補者が受け取る公営物件について	15
(2)	立候補届出受理後の諸届	17
(3)	立候補届出事項の異動届	22
(4)	立候補の辞退届	22
8	供託物の返還及び没収	22

## 第2 選挙運動

[1]	選挙運動の期間	23
[2]	選挙事務所等	23
[3]	選挙運動を禁止されている者	25
[4]	選挙運動	25
1	個別訪問の禁止	25
2	選挙運動用自動車・船舶	25
3	選挙運動用拡声器	27
4	文書図画による選挙運動	28
(1)	文書図画の頒布の制限	28
(2)	文書図画の掲示の制限	29
5	脱法文書の禁止	31
6	新聞広告	32
7	新聞雑誌の不法利用	32
8	言論による選挙運動	32
(1)	個人演説会	32
(2)	街頭演説	35
(3)	連呼行為	36
(4)	幕間演説	36
(5)	個々面接	36
(6)	電話による選挙運動	36
(7)	演説による選挙運動のその他の制限	36

9	その他の選挙運動	36
(1)	飲食物の提供禁止	36
(2)	氣勢を張る行為	37
(3)	署名運動の禁止	37
(4)	人気投票の公表の禁止	37
(5)	投票記載所の氏名等の掲示	37
(6)	選挙期日後のあいさつ行為の制限	38
10	インターネット等を利用した選挙運動	38

### 第3 選挙運動費用

1	収入・寄附及び支出	41
2	出納責任者	41
(1)	出納責任者	41
(2)	出納責任者の選任・解任・辞任とその届出	41
(3)	出納責任者の職務	43
(4)	会計帳簿（支出簿）の記載	43
3	実費弁償・報酬の支給	44
(1)	実費弁償の支給	45
(2)	報酬の支給	45
(3)	実費弁償・報酬の支給金額	46
4	選挙運動費用の制限	48
5	収支報告書の提出	48
6	寄附の禁止	61

### 第4 選挙に関する届出等の時間

#### 凡例

法	公職選挙法
令	公職選挙法施行令
規則	公職選挙法施行規則
規正法	政治資金規正法

## ※ 候補者のする各種届出等一覧

### ◎立候補届出関係

届出の種類		届出先	届出期間	備考	参照頁
(1) 立候補届出				届出書の記載事項に異動を生じた場合は直ちにその旨を届け出ること。	
本人届出	ア 候補者届出書 (本人届出)	選挙長	5月17日 (告示日) 午前8時30分 ～午後5時		5
	イ 供託証明書				7
	ウ 宣誓書				8
	エ 所属党派証明書			無所属の場合は不要	9
	オ 候補者の戸籍の謄本 又は抄本				
推薦届出	ア 候補者届出書 (推薦届出)	選挙長	5月17日 (告示日) 午前8時30分 ～午後5時		12
	イ 候補者推薦届出承諾書				13
	ウ 選挙人名簿登録証明書				14
	エ 供託証明書				
	オ 宣誓書				8
	カ 所属党派証明書			無所属の場合は不要	9
	キ 候補者の戸籍の謄本 又は抄本				
(2) 通称認定申請書	選挙長	立候補届と同時に	通称を使用する場合のみ 使用	10	
(3) 選挙公報掲載申請書	選挙長	立候補届と同時に	選挙公報申請手続要領参 照		
(4) 選挙立会人届	選挙長	5月21日まで		21	

◎選挙運動及び選挙公営関係

届出の種類	届出先	届出期間	備考	参照頁
(1) 選挙事務所の設置又は異動の届出	選挙管理委員会	設置又は異動後直ちに		18
(2) 選挙運動用ビラの届出	選挙管理委員会	ビラを頒布する前まで	選挙運動用ビラ証紙交付票と引き換えに証紙の交付を受ける。	29
(3) 選挙運動用通常葉書の受領			選挙長の発行する「候補者用通常葉書使用証明書」(立候補届出の際に交付。)を提示して指定された日本郵便株式会社の営業所で受領する。	28
(4) 個人演説会開催の申出(公営施設使用の場合)	選挙管理委員会	演説会を開催する期日前2日まで	別に交付する申出書等を用いる。	32
(5) 新聞広告の掲載申込	広告掲載希望新聞社		選挙長の発行する「新聞広告掲載証明書」(立候補届出の際に交付。)を添えて原稿を広告掲載希望新聞社に提出する。(選挙当日は掲載できない。)	32
(6) 選挙運動用自動車の使用の公費負担	選挙管理委員会		公費負担の手引き参照	
(7) 選挙運動用ポスターの作成の公費負担	選挙管理委員会		公費負担の手引き参照	
(8) 選挙運動用ビラの作成の公費負担	選挙管理委員会		公費負担の手引き参照	

◎選挙運動に関する収支等の届出

届出の種類	届出先	届出期間	備考	参照頁
(1) 出納責任者の選任又は異動の届出	選挙管理委員会	選任又は異動後直ちに	職務代行者についても同じ	17
(2) 選挙運動事務員等の届出	選挙管理委員会	その者を使用する前まで		19
(3) 選挙運動に関する収支報告				48
ア 選挙期日告示前から選挙期日までのもの及び選挙期日経過後のものについて収入支出をすべて精算したもの。	選挙管理委員会	選挙の期日後15日以内(6月8日まで)		
イ アの精算届出後のもの	選挙管理委員会	収支がなされた日から7日以内	公費負担の手引き参照	

# 第1 立候補の手續



# 第1 立候補の手続

## 1 立候補の届出期日

立候補の届出は、選挙の期日が告示された日にしなければなりません。時間は、午前8時30分から午後5時までです。

告示日 令和 8 年 5 月 17 日 ( 日 )  
(5月17日は、午前8時から仮受付を行います。)

## 2 届出の方法

立候補の届出の方法には、次の二つの方法があります。

- (1) 本人が届け出る場合 (本人届出)
  - (2) 他人を候補者に推薦しようとする者が本人の承認を得て届け出る場合 (推薦届出)
- 手続については、本人届出の方が簡単です。

## 3 届出先

立候補の届出は、選挙長へ郵便等によることなく、文書(選管交付)で届け出なければなりません。

受付場所は、 鴨川市役所 4階大会議室 です。

## 4 届出の受付方法

受付順序は、午前8時30分までに仮受付をした人については、仮受付順にくじを引く順序を定めるくじを引き、次にその順により受付順位を定めるくじを引いて決めます。

なお、くじを引く際不在の者、仮受付で書類不備のため受け付けできなかった者及び午前8時30分以後に仮受付した者については、くじの最終者の後に、仮受付順に受付をします。

## 5 届出の際の印鑑

候補者本人の印鑑を持参してください。届出書類の訂正及び公営物件等の受領のために必要となることがあります。

なお、押印の見直しにより押印不要となる場合があります。詳しくは「押印についてのお知らせ」をご覧ください。

### 《立候補届出書類の事前審査について》

届出書類が不備の場合は、届出を受理できませんので、あらかじめ必要書類を選挙管理委員会に持参し事前に審査を受けてください。この際、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラをそれぞれ一枚ずつ提出してください。受付事務をスムーズに行い、候補者になるべく早く選挙運動を行えるようにするために必要なことです。ご協力ください。

◎候補者(推薦届出の場合は候補者及び推薦届出人)及び代理人の印鑑は、必要に応じて持参してください。

日時 令和 8 年 4 月 22 日(水)、 23 日(木)  
午前 9 時 から 午後 5 時 まで  
場所 鴨川市役所 4階 選挙管理委員会事務局

## 6 必要書類

### (1) 本人届出の場合の必要書類

候補者になろうとする者が自ら届け出る場合には、次のような書類が必要です。

- ア 候補者届出書（本人届出）
  - イ 供託証明書
  - ウ 宣誓書
  - エ 所属党派証明書（無所属の場合は不要）
  - オ 戸籍の謄本又は抄本
  - カ 通称認定申請書（通称を使用する場合のみ必要）
- 以上の書類の様式と記載例は次のとおりです。

#### ア 候補者届出書（本人届出）の様式及び記載例

- ① 候補者氏名は、必ず戸籍簿に記載してある氏名を楷書で正確に記入してください。

ただし、戸籍簿に記載された氏名に用いられている漢字のうち「常用漢字表」に掲げる通用字体又は「人名用漢字別表」に掲げる字体に対応するものがあれば、これらの表の相当する字体に更正して記入することは差し支えありません。また、誤字、俗字を正字に更正する場合、変体がなをひらがなに更正する場合等も同様に差し支えありません。

なお、実際には、立候補届出の受理後における告示、その他の処理の関係で、更正する場合等も同様に差し支えありません。

（例） 榮→栄 瀧→滝 館→館 岬→崎 澤→沢

- ② 本籍、住所、生年月日は、被選挙権の有無の判定に直接かかわる事項なので正確に記入してください。本籍、生年月日は戸籍の謄（抄）本の記載と、住所は住民票の記載と一致させてください。年齢は、選挙期日（投票日）現在の満年齢を記入してください。
- ③ 党派名も正確に記入してください。党派名とは、候補者届出書に添付する所属党派証明書の政党その他の政治団体の名称です。政党その他の政治団体に所属しない候補者として立候補するとき、又は所属党派証明書を添付できないときは、「無所属」と記入してください。2以上の政党その他の政治団体に属するときは、いずれか一の政党その他の政治団体の名称を記入してください。

また、政党その他の政治団体の名称が字数20を超える場合には、字数20以内の略称を併せて記入してください。

- ④ 職業は、できる限り詳細に記入してください。また、兼職を禁止されている職にある者についてはその職名を、地方自治法第92条の2に規定する普通地方公共団体と請負関係にある者についてはその旨を、職業欄に記載してください。
- ⑤ 一のウェブサイト等のアドレスについて、届出しない場合は、「一のウェブサイト等のアドレス」欄は空欄とし、何も記入しないでください。

#### 《参考》地方自治法

##### [議員の兼職禁止]

##### 第92条の2

普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

ふりがなをつけること。  
仮名にはふりがな不要。

### 鴨川市議会議員一般選挙候補者届出書（本人届出）

(ふりがな)	↓ かも がわ た ろう			
候補者	鴨川太郎	← 戸籍謄(抄)本と一致すること。 (ただし、常用漢字等に更正して記入することも可。)	性別	男
本籍	千葉県鴨川市横渚 1450 番地			
住所	千葉県鴨川市横渚 1450 番地 1	← 住民票の住所を確認のうえ記入すること。 また、本籍と同一であっても「同上」等のように省略しないこと。		
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	(満 〇〇 歳)		
	↑ 戸籍謄(抄)本と一致すること。	↑ 選挙期日(投票日)現在の満年齢であること。		
党派	〇〇党	← 所属党派証明書の添付がない場合、無所属。	職業	農業
一のウェブサイト等のアドレス	http://www.taro.com		← 届出する場合のみアドレスを記入。 届出しない場合は空欄とすること。	
選挙	令和8年5月24日執行 鴨川市議会議員一般選挙			
添付書類	① 供託証明書 ② 宣誓書 ← 該当する番号を○で囲むこと。 ③ 所属党派証明書 ④ 戸籍の謄本又は抄本 ⑤ 通称認定申請書			

上記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和8年5月17日

← 立候補届出当日の日を記入すること。

↓ 候補者欄に合わせること。

氏名 鴨川太郎

鴨川市議会議員一般選挙選挙長 高橋進様

- (注)
- 1 誤字・脱字がないこと。
  - 2 文字は楷書で明確に記入すること。
  - 3 本籍・住所・所在地は、県名から字名、丁目、番地まで記入すること。
  - 4 戸籍謄(抄)本において、「巷」、「参」等と記載されているものは「1」、「3」等に直して記入すること。

イ 供託証明書（供託書）の様式及び記載例（現金供託の場合）

立候補しようとする者は、次の額の現金又はこれに相当する額面の国債証券を供託しなければなりません。（法 92 の 1）

30万円

供託上の注意

本人が立候補届出をする場合の供託者は、候補者本人です。この場合は、第三者が供託しても効力がないので注意してください。なお、供託書の「供託者の住所氏名」欄には、候補者の本名（戸籍簿に記載された氏名）及び住所（住民票に記載された住所）が候補者届出書（本人届出）と一致するように記入されていなければなりません。

- ① 供託は、特定の選挙のための供託であることが明らかであれば選挙期日の告示前でもできますので、事前審査を受けるまでに供託を済ませておいてください。

なお、供託手続後、届出の段階で供託書の記載に不備（過誤）があることが判明した場合、届出を受理できず、また、その不備を訂正する場合は、一旦不備のある供託を取り戻し、再度供託する必要があるなど、手続が複雑になることから、記載例を十分参照し、誤りのないよう留意してください。

- ② 供託は、千葉地方法務局館山支局に備え付けの供託書用紙（OCR用紙）に供託者が必要な記載をして供託所に提出し、その後、供託所から交付される供託書（正本）に、供託物（現金又は国債証券）を添えて、当該供託所の指定する方法で払い込むこと等により、供託及び受領の証明を受ける方法で行います。

なお、供託書への印鑑の押印は必要ありません。

- ③ 供託は、千葉県内であれば千葉地方法務局供託課又は県内に 10 ある各支局ですが、出張所では供託事務を取り扱っていないので注意してください。

また、供託物としての金銭（千葉県地方法務局供託課以外の各支局の場合）及び国庫債券を含め有価証券については、供託所が直接受け入れることはできず、日銀代理店である千葉銀行館山支店が供託物の受け入れ窓口となりますので留意願います。



ウ 宣誓書の様式と記載例

これは公職の候補者となろうとする者が、被選挙権を有しない者でないこと、重複立候補者でないこと等を誓う旨の文書です。虚偽の宣誓をした場合、立候補の届出は却下されます。

## 宣 誓 書

私は、公職選挙法第 86 条の 8（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第 1 項、第 87 条（重複立候補等の禁止）第 1 項、第 251 条の 2（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の当選無効及び立候補の禁止）又は第 251 条の 3（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の当選無効及び立候補の禁止）の規定により令和 8 年 5 月 24 日執行の鴨川市議会議員一般選挙において候補者となることができな  
い者でないことを誓います。

令和 年 月 日

候補者届出書の記載  
と一致させること。

住 所 千葉県鴨川市横渚 1450 番地 1

氏 名 鴨 川 太 郎

エ 所属党派証明書の様式と記載例

これは、候補者届出書に記載されている政党その他の政治団体に所属することが真実であることを証明するために、政党その他の政治団体が発行する証明書です。2以上の政党その他の政治団体に所属するときは、候補者届出書に記載した政党等の証明書を添付してください。

なお、無所属の候補者については所属党派証明書を添付する必要はありません。また、政党その他の政治団体に属していてもこの証明書を添付していなければ、候補者届出書には「無所属」と記入しなければなりません。

<b>所属党派証明書</b>	
氏名 鴨川 太郎	
住所 千葉県鴨川市 〇〇〇〇番地	
右の者は、本政党（政治団体）に所属する者であることを証明する。	
令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	
〇〇党（支部）（政治団体名）	
代表者（支部長・責任者）	
〇	
〇	
〇	
〇	
印	

オ 戸籍の謄本又は抄本

なるべく最近のもの（3か月以内に発行されたもの）を提出してください。

カ 通称認定申請書の様式と記載例

通称とは、本名（戸籍名）以外の呼称で、本名に代わるものとして広く通用しているものをいいますが、通称認定申請書を提出する際に併せて、その通称が本名と代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足りる資料、例えば、葉書、名刺、著書等その人の呼称として通用している実績を示すに足りるだけのものを提示

して選挙長の認定を受けなければなりません。

なお、通称認定申請書は、必ず候補者届出書に添えなければなりません。(候補者届出書と別々に提出された通称認定申請書は、無効です。)

また、「鴨川 太郎」を「かもがわ 太郎」「鴨川 たろう」「かもがわ たろう」とする場合も申請書の提出が必要ですが、この場合には、資料を添える必要がありません。

通称認定は、①立候補の届出等の告示、②新聞広告、③投票記載所の氏名等の掲示、④選挙公報に、本名に代えて通称が記載されることを求めようとする場合に申請するものですから、候補者が自分で行うもの、例えば選挙運動用のポスター、選挙事務所表示の立札・看板などの表示については、通称認定申請の有無にかかわらず、通称を記載するかどうかは候補者の自由です。

なお、いわゆる「屋号」は通称として認定されませんので注意してください。

## 通 称 認 定 申 請 書

令和8年5月24日執行の鴨川市議会議員一般選挙において、公職選挙法施行令第89条第5項において準用する第88条第8項の規定により下記の呼称を通称として認定されたく申請します。

ふりがな	かも がわ た ろう
候 補 者	鴨 川 太 郎 ← 候補者届出書の記載と一致させること。
ふりがな	た ろう
呼 称	かもがわ 太 郎

令和 年 月 日

候補者届出書の記載と一致させること。 → 住 所 千葉県鴨川市横渚 1450 番地 1  
氏 名 鴨 川 太 郎

鴨川市議会議員一般選挙選挙長 高橋 進 様

※氏名の全部又は一部をひらがなにする場合、資料の添付は不要。

備 考

この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く適用していることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

(2) 推薦届出の場合の必要書類

推薦届出の場合は、次のような書類が必要です。推薦届出者は、2人以上連名でも差し支えありませんが、1人の方が手続上簡単です。

なお、推薦届出者となれるのは、鴨川市の選挙人名簿に登録されている者だけですので注意してください。

(ア) 候補者届出書（推薦届出）

(イ) 候補者推薦届出承諾書

(ウ) 推薦届出者の選挙人名簿登録証明書（推薦届出者が2名以上ある場合は各人ごとに必要）

(エ) 供託証明書

(オ) 宣誓書

(カ) 所属党派証明書（無所属の場合は不要）

(キ) 戸籍の謄本又は抄本

(ク) 通称認定申請書（通称を使用する場合のみ必要）

以上の書類の様式と記載例は次のとおりです。

なお、(オ) から (ク) までは、本人届出の場合と同じなので、本人届出の項（8頁～10頁）を参照してください。



## 候補者推薦届出承諾書

令和8年5月24日執行の鴨川市議会議員一般選挙における候補者となることを承諾します。

令和 年 月 日 ← 日付は届出日（告示日）とすること。

候補者届出書の記載  
と一致させること。

住 所 千葉県鴨川市横渚 1450 番地 1  
氏 名 鴨川 太郎

推薦届出者 天津 次郎 様

候補者届出書の推薦届出者の氏名であること。  
推薦届出者が2名以上あるときは、すべての者の  
氏名を記入すること。

(ウ) 推薦届出者の選挙人名簿登録証明書の様式と記載例

この証明書は、あらかじめ選挙管理委員会に請求し、交付を受けておいてください。

推薦届出者が2人以上ある場合は、それぞれの届出者に係る選挙人名簿登録証明書を候補者届出書（推薦届出）に添付しなければなりません。

## 選挙人名簿登録証明書

氏 名 天津 次郎

住 所 千葉県鴨川市天津 1104 番地

上記の者は、本市において令和●●年●●月●●日現在における選挙人名簿に登録されていることを証明する。

令和 年 月 日

鴨川市選挙管理委員会委員長 高橋 進 印

(エ) 供託証明書（供託書）

供託をすべき者は、候補者の推薦届出をしようとする推薦届出者です。推薦届出者が2人以上いる場合は、その中の1人の名義で供託して差し支えありません。推薦届出の場合に候補者本人がした供託は効果がありませんので注意してください。

なお、「供託の原因たる事実」欄には、候補者の本名（戸籍簿に記載された氏名）を記入しなければならないので注意してください。

以上のほかは、候補者本人が供託する場合と同じなので、6頁を参照してください。

7 その他の手続

(1) 候補者が受け取る公営物件について

立候補の届出が受理されると、次に掲げるような証明書類や表示板などを交付します。紛失等の場合は原則として再交付しないので交付物を受け取ったときは、その全部が揃っているかどうかを必ず確認して、後に問題が生じないように注意してください。

※候補者に交付される表示物、証明書類の一覧

交付物、証明書の種類	数量	交付者	交付の時期	使用の方法	備考
選挙運動用自動車 (船舶) 表示板	1			自動車冷却器の前面又は船舶機関室の前面等、見やすい場所に常時掲出する。	自動車又は船舶のいずれか一を選択して使用できる。
選挙運動用拡声機表示板	1			拡声機送話口の下部に常時掲出する。	
街頭演説用標旗	1			街頭演説の場合掲出する。	
自動車(船舶)乗車(船)用腕章	4	選挙管理委員会		候補者、運転者1名及び船員以外の者が乗車(船)中着用する。	この腕章を着用して街頭演説に従事することができる。
選挙運動員用腕章	11			街頭演説に従事する者が着用する。	自動車(船舶)乗車(乗船)用腕章とあわせて15以内となる。
選挙運動用ビラ証紙交付票			立候補届出受理後直ちに	選挙管理委員会に提出し引き換えに証紙の交付を受ける。	選挙運動用ビラの種類は届け出た2種類以内枚数は、4,000枚以内
候補者用通常葉書使用証明書	1			選挙運動用通常葉書の受領、又は手持の葉書に選挙用の表示を受ける場合に日本郵便株式会社の営業所に提出する。	通常葉書の枚数 2,000枚
選挙運動用通常葉書差出票		選挙長		選挙運動用通常葉書を日本郵便株式会社の営業所に差し出す際に添付する。	1枚の差出票により200枚の葉書を差し出すことができる。
新聞広告掲載証明書	2			希望する新聞社に提出、有料で広告を掲載できる。	記事下で、横9・6cm、縦2段組以内色刷りは認められない。

(2) 立候補届出受理後の諸届

ア 出納責任者・選挙事務所・選挙運動事務員等の届出

立候補の届出が受理されたら直ちに選挙管理委員会に出納責任者選任の届出、選挙事務所設置の届出、報酬を支給する選挙運動事務員等の届出をしなければならないのであらかじめ準備しておいてください。

なお、記載例は次のとおりです。

## 出納責任者届出書

選挙の種類	令和8年5月24日執行 鴨川市議会議員一般選挙
出納責任者の氏名	江見 三郎
住所	千葉県鴨川市江見〇〇〇〇番地 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
職業	農業
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 (満〇〇歳) 届出日現在の満年齢であること。
選任年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
候補者の氏名	鴨川 太郎
添付書類	① 推薦届出者が、出納責任者を選任、若しくは推薦届出者自ら出納責任者となる場合は当該候補者の承諾書を添付すること。 ② ①の場合、推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者たるべきことを証明すべき書類を添付すること。
備考	

上記のとおり届け出ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 千葉県鴨川市横渚 1450 番地 1

氏名 鴨川 太郎

鴨川市選挙管理委員会委員長 高橋 進 様



## 選挙運動事務員等届出書

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を別紙のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

選挙候補者 鴨川 太郎

鴨川市選挙管理委員会委員長 高橋 進 様

千葉県以外の者については、  
県名から記載してください。

立候補の届出のあった日から、選挙の期日の前日までの間に限り、1日について9人まで、この期間を通じて異なる者45人までを届け出ることができる。

別紙

番号	氏名	住所	年齢	性別	使用する者の別	使用する期間	備考
1	〇〇 〇〇	鴨川市〇〇〇番地	35	男	事務員	令和〇年〇月〇日～〇月〇日	
2	〇〇 〇〇	鴨川市〇〇〇番地	40	女	事務員	令和〇年〇月〇日～〇月〇日	
3	〇〇 〇〇	鴨川市〇〇〇番地	25	女	車上運動員	令和〇年〇月〇日～〇月〇日	
4	〇〇 〇〇	鴨川市〇〇〇番地	30	男	車上運動員	令和〇年〇月〇日～〇月〇日	
5	〇〇 〇〇	鴨川市〇〇〇番地	20	男	車上運動員	令和〇年〇月〇日～〇月〇日	
6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
7	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
8	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
9	〇〇 〇〇	鴨川市〇〇〇番地	26	女	手話通訳者	令和〇年〇月〇日～〇月〇日	
10							
11	※ 「選挙運動のために使用される事務員」には、総括主宰者、出納責任者のように選挙運動の枢機に参画するような者は含まれないので記入しないこと。 ※ 年齢満18歳未満の者は一切選挙運動をすることはできず、また何人も年齢18歳未満の者を使用して選挙運動をすることはできないので、年齢満18歳未満の者を記入することはできない。						
12							
13							
14							
15							

- 備考 1 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のため使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と、専ら要約筆記（同法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあつては「要約筆記者」と記入するものとする。
- 2 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記入するものとする。

イ 選挙立会人の届出

候補者は、本市の選挙人名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、1人の選挙立会人を定めて、選挙立会人届出書に本人の承諾書を添えて選挙長に届け出ることができます。

なお、候補者は立会人となることはできません。

届出期限は、令和8年5月21日(午後5時まで)ですが、立候補受付の際、提出するようにしてください。

選挙立会人の総数は10人までであり、また、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者は、2人以内とされているので、これを超過している場合は、選挙管理委員会が届出のあった者の中からくじで選びます。

### 選挙立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者 住 所 千葉県鴨川市 ○○○○ 番地  
氏 名 長狭 四郎  
昭和○○年○○月○○日生

選 挙 令和8年5月24日執行 鴨川市議会議員一般選挙

上記のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和○○年○○月○○日

所属党派名 無所属  
候補者氏名 鴨川 太郎

鴨川市議会議員一般選挙選挙長 高橋 進 様

#### 承 諾 書

令和8年5月24日執行の鴨川市議会議員一般選挙における選挙立会人となるべきことを承諾します。

令和○○年○○月○○日

住 所 千葉県鴨川市 ○○○○ 番地  
氏 名 長狭 四郎

鴨川市議会議員一般選挙候補者 鴨川 太郎 様

(3) 立候補届出事項の異動届

候補者届出書に記載した事項に異動を生じた場合は、選挙長に直ちに文書で届け出なければなりません。

(4) 立候補の辞退届

候補者が立候補を辞退する場合は、選挙長に文書で辞退の届出をしなければなりません。辞退できるのは立候補の届出期日（午後5時まで）に限られ、その後は辞退できません。また、辞退した場合でも供託物は返還されません。

8 供託物の返還及び没収（法93・令93）

(1) 供託物の返還

次の場合には供託物の返還を請求できます。

- ア 候補者が選挙の期日の投票所を開くべき時刻（午前7時）までに死亡した場合直ちに
- イ 法第103条第4項の規定によって候補者であることを辞したものとみなされるに至った場合直ちに
- ウ 選挙の全部が無効となった場合直ちに
- エ 候補者の得票数が次の数に達した場合その選挙及び当選の効力の確定後直ちに

$$\text{有効投票の総数} \div 18 \text{ (議員定数)} \times 1/10$$

- オ 無投票の場合その選挙及び当選の効力の確定後直ちに

(2) 供託物の没収

次の場合には供託物は没収されます。

- ア 候補者の得票数が、8(1)のエの数に達しないとき
- イ 候補者が自己の意思で立候補を辞したとき
- ウ 立候補禁止の公職についたため立候補の辞退とみなされたとき
- エ 立候補の届出が法第86条の4第9項の規定により却下されたとき

## 第2 選挙運動

策 2 巽拳戰陣

## 第2 選挙運動

### 〔1〕 選挙運動の期間（法129）

#### 1 選挙運動の期間

選挙運動のできる期間は、立候補の届出が受理された時から投票日の前日までの間です。選挙の期日の告示があっても、立候補の届出が受理されるまでは選挙運動はできません。

なお、次に掲げるものは、例外として投票日当日選挙運動が認められています。

ア 投票所を設けた場所の入口から300m以上離れた区域に選挙事務所を設置し、又は設置しておくこと。（法132）

イ アにより設置を認められる選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示すること。（法143⑤）

ウ 選挙運動の期間中適法に掲示された選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと。（法143⑥）

ただし、投票日当日これらのポスターを新たな場所に掲示すること、又はポスター掲示場に掲示されているこれらのポスターを新たなものに貼りかえることはできません。

#### 2 事前運動の禁止（法129）

選挙運動とは、①特定の選挙において ②特定の候補者を当選させるために ③選挙人に働きかける行為であるといえますが、立候補届出の前の選挙運動（事前運動）は一切禁止されています。

#### 3 選挙運動の準備行為

事前運動は禁止されていますが、選挙運動ができるようになった時（立候補の届出の受理の時）直ちに選挙運動を開始できるように、一定の範囲で次のような準備は認められます。

①政党等の公認を求める行為 ②選挙事務所借入の内交渉 ③出納責任者又は選挙運動員の依頼 ④労務者の雇入れの内交渉 ⑤個人演説会場借入の内交渉 ⑥選挙演説を依頼するための内交渉 ⑦選挙運動用通常葉書による推薦依頼の内交渉 ⑧自動車、船舶及び拡声機の借入の内交渉 ⑨立札、看板、ポスターをあらかじめ作ること ⑩選挙運動資金の調達 ⑪供託の手続きをとること ⑫候補者となろうとする者の戸籍の謄本又は抄本を取り寄せておくこと等。

このような行為は「直接選挙人を対象としない」もので、そのこと自体が直ちに投票を獲得することを目的としないので、選挙運動とはいえません。しかし、形式的にはこのような行為をしても、これに名をかりて投票依頼行為を行うと事前運動となります。

### 〔2〕 選挙事務所等

#### 1 選挙事務所の設置・異動（法130・131・132・令108）

ア 選挙事務所とは、特定の候補者の選挙運動に関する事務を総合的に取り扱う場所です。したがってその名称は何であれ、実態によって判断されることとなります。

イ 選挙事務所は1箇所限り、候補者又は推薦届出者（数人あるときはその代表者）が設置することができます。

設置者が推薦届出者の場合は候補者の承諾が必要であり、また、推薦届出者が数人あるときは、その代表者であることを証明する書面が必要です。選挙事務所を設置した時には直ちに文書で選挙管理委員会に届け出なければなりません。

- ウ 選挙事務所に異動（廃止）があったときも、設置のときと同様な手続により直ちに届出を要します。ただし、1日1回を超えての移動（廃止に伴う設置を含む。）はできません。
- エ 選挙事務所の設置場所については制限はありませんが、投票日当日には投票所を設けた場所の入口から300m以内にある選挙事務所は、閉鎖するか300m以外の区域に移転しなければなりません。

## 2 選挙事務所の表示（法143）

選挙事務所を表示するために、その場所において次のようなものを掲示できます。

### ア 種類・規格及び数量

種 類	規 格	数 量
ポスター 立 札 看 板 } の類	縦 350cm 以内 横 100cm	通じて3以内
ちょうちんの類	高さ 85cm 以内 直径 45cm	1

(注) 「通じて3」とは、「合計3」ということで、例えばポスターを2枚使った場合には立札か看板のいずれか1枚しか使用できないことになります。

### イ 記載内容

選挙事務所を表示するためのものですから、選挙の種類、候補者氏名、候補者の所属政党、選挙事務所等の記載が主な内容でなければなりません。したがって単に候補者の政見や経歴のみを記載したようなものは掲示できません。ただし、選挙事務所を表示するためのポスター、立札及び看板の類に、付随的に政見を記載したり、候補者の写真や画像等をはりつけることは差し支えありません。

### ウ 掲示場所

選挙事務所の所在場所に限られます。選挙事務所から離れた場所に掲示することはできません。

## 3 選挙事務所の閉鎖命令（法134）

次の場合選挙管理委員会は選挙事務所の閉鎖を命じます。従わなければ代執行により強制的に閉鎖することになります。

ア 選挙事務所を設置することができる者以外の者が選挙事務所を設置したとき。

イ 投票日当日投票所を設けた場所の入口から300m内に選挙事務所を設置しているとき。

ウ 2以上の選挙事務所を設置しているとき。

## 4 休憩所等の禁止（法133）

休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のために設けることは一切できません。休憩所とは休憩を主たる目的として設けられた一切の場所的設備をいい、その他これに類似する設備とは設備構造その他の点で休憩所というほどではありませんが、これに類似するもので、例えば、湯呑所、連絡所のようなものがこれに当たります。

### 〔3〕 選挙運動を禁止されている者（法135～137の3）

- （1） 選挙事務関係者（投票管理者、開票管理者、選挙長）は、在職中その関係区域内において選挙運動をすることができません。
- （2） 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。
- （3） 特定の公務員（裁判官、検察官等）は選挙運動をすることができません。また、一般職の公務員は、政治的行為が制限されています。
- （4） 公務員等は、その地位を利用して選挙運動をすることはできません。
- （5） 教育者は、その地位を利用して選挙運動をすることができません。
- （6） 年齢満18年未満の者は、選挙運動をすることができません。また、年齢満18年未満の者を使用して選挙運動をすることもできません。ただし、労務のために使用することは差し支えありません。
- （7） 選挙犯罪又は政治資金規正法違反の罪を犯したために選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができません。
- （8） 国家公務員法、地方公務員法、教育公務員特例法等により政治的行為が禁止されている一般職の公務員等は、選挙運動をすることができません。（国家公務員法、地方公務員法等）

### 〔4〕 選挙運動

#### 1 戸別訪問の禁止（法138）

- （1） 何人も選挙運動のため戸別訪問はできません。戸別とは、必ずしも選挙人宅個々をいうのではなく、会社、工場等も含まれます。1戸しか訪問しなくても2戸以上を訪問する目的をもっていった場合は戸別となります。訪問とは必ずしも家宅中に入らなくとも相手方の家屋の出入口に接する店先、軒先、道路ばたなどの居宅と一体若しくはその延長であると認められるところを訪問すれば戸別訪問になります。また訪問の相手方が不在であっても、あるいは面会を拒否された場合でも訪問となります。
- （2） どのような方法によるかは問わず、次のような行為は戸別訪問とみなされます。
  - ア 選挙運動のため、戸別に、演説会の開催又は演説を行うことについて告知する行為
  - イ 選挙運動のため、戸別に、特定の候補者の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為

#### 2 選挙運動用自動車・船舶

- （1） 自動車・船舶の意義及び使用できる数（法141）

候補者は、主として選挙運動のために使用される自動車1台又は船舶1隻のほかは使用することができません。自動車というのは道路交通法第2条第1項第9号に規定するものです。船舶は普通常識的に「船（舟）」と考えられるものはすべて含まれます。

バス、タクシー等を一般の利用方法によって使用する場合はもとより、自家用自動車であってもたまたま選挙事務所から演説会場へ行くのに臨時に使用する程度のものは、主として選挙運動のために使用するものではないので、ここにいう選挙運動用自動車には該当せず、自由に使用できます。

(2) 使用できる自動車の種類（法141・令109の3）

ア 乗車定員10人以下の乗用自動車

乗用自動車とは、一般に自動車検査証又は検査対象外軽自動車届出済証の「用途」の欄に乗用の旨が記載されているものです。したがって、軽自動車や二輪自動車でも用途が乗用であれば使用できます。ただし、二輪自動車以外の自動車については、屋根の全部又は一部がなかったり、車の側面や後面の全部又は一部が開放されているもの（オープンカー、トランクの上面が常時開放されているピックアップ型の自動車等）や、屋根を取りはずしたり、開くことのできるもの（オープンカーに幌をかぶせた車、サンルーフ車等）は使用できません。

イ 乗用定員4人以上10人以下の小型自動車

これに該当するものは、乗用定員4人以上10人以下の小型乗用自動車（「乗用自動車」についてはアを参照）及びいわゆるライトバン等のバン型自動車でその用途が貨物用とされたものです。普通であるか小型であるかは自動車検査証の記載によってわかります。ただし、アと同様屋根、側面、後面の全部又は一部が開放されているものや、屋根が取りはずせたり、開くことのできる自動車は使用できません。

ウ 四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの

いわゆる4WDといわれている自動車です。ただし、上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開けっぱなしのものは使用できません。しかしながら、これらは前掲の自動車とは、その制限が異なり、上部が開けたり閉めたりできるものであっても使用することができます。したがって、幌付ジープ、サンルーフ車等も使用できますが、走行中は、それらを開いたまま使用することはできません。

ア～ウのいずれかに該当する自動車を使用できますが、これらの自動車でも走行中に窓以外の部分を開いて、たとえばジープの幌を取りはずしたり、ライトバンの後の物品積卸口を開放して使用したりすることはできません。

自動車の構造が宣伝を主たる目的としているものは、たとえ認められた自動車であっても一切使用できません。ただし、単にスピーカーを取り付けた程度のものは差し支えありません。

(3) 自動車・船舶を使用する手続

選挙運動のために使用する自動車及び船舶には、立候補届出の際選挙管理委員会が交付する表示板を、その前面の見やすい箇所（自動車にあっては冷却器の前面、船舶にあっては機関室の前面等）に取り付けなければなりません。

(4) 自動車・船舶に掲示することができる文書図画（法143）

ア 種類・規格及び数量

種類	規格	数量
ポスター 立札 看板 } の類	縦 273cm 横 73cm 以内	制限なし (ただし、2枚並べて1枚となるような場合は、合わせた大きさが上の規格内でなければならない。)
ちょうちんの類	高さ 85cm 直径 45cm 以内	1個

イ 記載内容

記載内容については、制限はありません。したがって、何を書いても貼付してもかまいませんが、一般の自動車と同様に道路交通法及び道路運送車両法等の規制を受けます。

ウ 警察の許可

看板やスピーカーを取り付ける場合は、所轄警察署（鴨川警察署）の許可を得ることが必要です。

(5) 乗車（船）できる人数（法141の2）

ア 人数

自動車の場合は、候補者、運転手（1人に限る。）のほか乗車用腕章をつけた運動員4人以内

船舶の場合は、候補者、乗船用腕章をつけた運動員4人以内及び船舶の運行に従事する船員

イ 乗車（船）用腕章

自動車又は船舶に乗る運動員は、選挙管理委員会が交付する乗車（船）用腕章をつけなければなりません。この腕章は4枚交付し、自動車と船舶の双方共通です（候補者、運転手（1人）及び船員はつける必要がありません。）。また、この腕章は街頭演説の時に使用できます。

(6) 自動車、船舶上での選挙運動（法141の3）

ア 走行中の自動車上においては選挙運動はできません。ただし、停止している自動車上において選挙運動のための演説をすること及び午前8時から午後8時までの間に限り車上で連呼行為をすることは差し支えありません。

イ 船舶上における選挙運動は、一般に禁止されていません。

(7) 自動車以外の諸車（例えば自転車、荷車、リヤカー等）についてはなんらの制限もなく、自由に使用できますが、立札、看板、ポスター等を取り付けて使用することはできず、また、多数隊伍を連ねて行進するようなときは、氣勢を張る行為として違反となる場合があるので注意しなければなりません。

3 選挙運動用拡声機（法141）

(1) 選挙運動のために常時どこでも使用できる拡声機は、候補者1人につき一そろいに限られています。ただし、個人演説会又はいわゆる幕間演説に当たっては、その場で別に一そろい使用できます。この場合は一会場につき一そろいということであって、同時に二以上の会場で行う場合にはそれぞれ一そろい使用できます。

(2) 拡声機一そろいというのは、原則としてマイク1個とスピーカー1個及び増幅装置を

いいですが、演説会場に一のマイクに数個のスピーカーがそなえつけられているような場合はマイクが1個である限り拡声機一そろいと考えます。また、レコードプレーヤー、テープレコーダーのように肉声以上の音響を発する性能を有するものは拡声機とみなされます。

- (3) 選挙運動のために常時どこでも使用できる拡声機には、立候補届出の際選挙管理委員会が交付する表示板を送話口の下部に取り付けなければなりません。ただし、前記(1)のただし書きの場所において使用する拡声機には表示を要しません。

#### 4 文書図画による選挙運動

文書図画による選挙運動は、特に認められたもののほかは禁止され、認められている範囲もきわめて狭くなっています。これは、文書図画による運動を放任した場合、選挙の公正を確保することが難しいと考えられているためです。すなわち、言論による運動に比して多くの費用を要し、ポスター貼りの競争が行われたり、封書、葉書が大量に発送されたり、名刺、チラシが大量に配布されれば、選挙運動費用も増し、選挙がお金によって左右されるおそれがあるからです。

ここでいう文書図画とは、一般的には「物体に記載された意思の表示であって、文字その他の発音符号によって表示されたものを文書といい、象形によって表示されたものを図画という。」とされており、材料は紙、木、布、金属等の種類を問いませんし、また、表示の方法は記載、印刷、彫刻、映写等の別を問いません。

選挙運動に関する文書図画の範囲は、社会通念上のそれよりもはるかに広範囲にわたり、図書、新聞、雑誌、名刺、郵便物、電報、ポスター、立札、看板、ちょうちん、プラカードのほか、スライド、映画、ネオンサイン、アドバルーン、電光文字等もすべてこれに含まれ、さらに壁に書かれた文字、道路に書かれた砂文字、舗道に押すスタンプ式文字、コンピューター等のディスプレイ上の表示等も文書図画となります。

##### (1) 文書図画の頒布の制限(法142)

選挙運動のために頒布することのできる文書図画は、選挙運動用通常葉書及び選挙管理委員会に届け出た2種類以内の選挙運動用ビラだけです。なお、ウェブサイト等及び電子メールを利用する方法により頒布する文書図画については、「10 インターネット等を利用した選挙運動」をご覧ください。

##### ア 選挙運動用通常葉書

###### ① 選挙運動用通常葉書の使用枚数

候補者1人につき 2,000枚

###### ② 選挙運動用通常葉書の入手(法142・公職選挙郵便規則)

候補者は、立候補届出の際に選挙長が交付する「候補者用通常葉書使用証明書」を選挙運動期間中に指定された郵便局に提示して選挙用の表示をした当該会社の発行する葉書(以下「郵便葉書」という。)の交付を受けることができます。

③ 私製葉書の使用等

②の郵便葉書を用いず手持ちの郵便葉書又は私製葉書を立候補届出の前にあらかじめ印刷しておくことはできるので、これを差し出す場合は、その手持ちの郵便葉書又は私製葉書を「候補者用通常葉書使用証明書」とともに指定された郵便局に提示して、選挙用の表示を受けなければなりません。

④ 葉書の発送

葉書を発送するときは、郵便物の配達事務を取り扱う郵便局の窓口立候補届出の際、交付する「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて差し出すことを要し、ポストに投函することはできません。また、郵便によらないで使送によったり、又は路上等で選挙人に手渡す等の方法で配布することはできません。

⑤ 葉書の内容と使い方

- a 記載内容については制限がありません。したがって、利害誘導、虚偽事項等罰則にふれない限り候補者の政見、投票の依頼はもちろん、写真の掲載、個人演説会の開催通知等のために用いることもできます。また、第三者に依頼して推薦状の形式で出してもらっても差し支えありません。
- b 宛名の記載については、同一の世帯内の数人の選挙人に対し連名で出す等、通常の使用法による場合は差し支えありませんが、例えば、会社、工場等の選挙人の多数集合していると認められるところに対し、「〇〇会社御中」や「〇〇会社〇〇課御一同様」と記載し多くの選挙人に対し、回覧、掲示がなされるときは、文書の回覧、掲示の禁止に抵触する恐れがあるので注意してください。

イ 選挙運動用ビラ

① 選挙運動用ビラの種類及び枚数

選挙管理委員会に届け出た2種類のビラを合わせて 4, 0 0 0 枚

② 選挙運動用ビラの規格

長さ 29.7cm、幅 21cm以内

③ 選挙運動用ビラの頒布方法

- a このビラは、選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければ頒布できません。
- b 次に掲げる方法によらなければ頒布できません。
  - ・新聞折込による頒布
  - ・候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場又は街頭演説の場所における頒布

④ 選挙運動用ビラの記載事項

記載事項は自由ですが、ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の各々の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければなりません。

(2) 文書図画の掲示の制限（法143）

- ア 選挙運動のために掲示することのできる文書図画は、次の表に掲げるものに限られ、それ以外は禁止されています。

① 選挙事務所を表示するためにその場所において使用する

掲示できる文書図画の種類	大きさ	数量
1 ポスター・立札及び看板の類	縦 350 cm 横 100 cm 以内	通じて3以内
2 ちょうちんの類	高さ 85 cm 直径 45 cm 以内	1個

② 選挙運動用自動車（船舶）に取りつけて使用する

掲示できる文書図画の種類	大きさ	数量
1 ポスター・立札及び看板の類	縦 273 cm 横 73 cm 以内	制限なし
2 ちょうちんの類	高さ 85 cm 直径 45 cm 以内	1個

③ 候補者が使用する

掲示できる文書図画の種類	大きさ	数量
たすき・胸章及び腕章の類	制限なし	制限なし

④ 個人演説会場においてその演説会の開催中使用する

掲示できる文書図画の種類	大きさ	数量
1 ポスター・立札及び看板の類	演説会場内 制限なし 演説会場外 縦 273 cm 横 73 cm 以内	演説会場内 制限なし 演説会場外 会場ごとに通じて2以内
2 ちょうちんの類	高さ 85 cm 直径 45 cm 以内	演説会場内外を 通じて1個

⑤ 屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類

掲示できる文書図画の種類	大きさ	数量
	制限なし	制限なし

⑥ 選挙運動用ポスター（33頁参照）

掲示できる文書図画の種類	大きさ	数量
	長さ 42 cm 幅 40 cm 以内	

イ 選挙運動のために、アドバルーン、ネオンサイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等（屋内の個人演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類を除く）の類を掲示することはできません。

ウ 前表④の文書図画には、その表面に掲示責任者の氏名、住所を記載しなければなりません。

#### エ 選挙運動用ポスター

- ① 選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に限り候補者1人当たりそれぞれ1枚を掲示できます。(掲示場以外には、掲示できません。)この場合、ポスターの表面に、掲示責任者及び印刷者の各々の氏名(法人にあっては名称)及び住所を記載しなければなりません。
- ② 使用する色の数や種類の制限はありません。また、写真、図表などを入れても差し支えありません。
- ③ 記載内容は、虚偽事項の公表、利害誘導等他の禁止規定や罰則にふれない限り特に制限はありません。
- ④ 選挙運動用ポスターは、選挙管理委員会が設けたポスター掲示場の候補者の届出順位と同じ番号の区画に、選挙の期日の告示の日から選挙の期日まで掲示することができます。また、ポスターはすぐはがれないように、のり等を使用してください。
- ⑤ ポスターは掲示場以外の場所には掲示できませんので、使用できる枚数はポスター掲示場の数(貼り替えは選挙期日の前日までは自由にできる)だけということになります。ポスター掲示場の数は次のとおりです。

ポスター掲示場の数	186箇所
-----------	-------

- ⑥ ポスター掲示場の設置場所については、選挙管理委員会がポスター掲示場を設置したときにその設置場所を告示します。

(3) 選挙運動のために使用する回覧板その他の文書図画又は看板(プラカードを含む。)の類を多数の者に回覧させることは、頒布とみなされますので行うことはできません。ただし、次の二つは例外として行うことができます。

ア 選挙運動用自動車・船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を、自動車・船舶に取り付けたままで走行すること。

イ 候補者が使用するたすき、胸章、腕章の類を着用したまま運動すること。

## 5 脱法文書の禁止(法146)

### (1) 禁止を免れる行為

何人も選挙運動の期間中は、著述、演芸等の広告その他いかなる名義をもってするを問わず、文書図画の頒布又は掲示の禁止を免れる行為として、候補者の氏名若しくはシンボルマーク、政党その他の政治団体の名称又は候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し又は掲示することができません。しかし、例えば政党の支部等に掲げてある政党名を記載した看板等はそのままにしておいてかまいません。

(2) 禁止を免れる行為とみなされるもの

選挙運動の期間中、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは候補者と同一戸籍内にある者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状、その他これらに類似する挨拶状をその候補者の選挙区内に頒布し又は掲示する行為は、文書図画の頒布又は掲示の禁止を免れる行為とみなされます。

**6 新聞広告（法149）**

(1) 新聞広告の掲載

ア 新聞広告の回数

候補者は、選挙運動期間中に希望する新聞社へ2回に限り、有料で選挙運動のための新聞広告ができます。同じ新聞に2回掲載するのも別々の新聞に1回ずつ掲載するのも自由です。

イ 掲載の手續

候補者は、立候補届出の際に選挙長が交付する「新聞広告掲載証明書」を希望する新聞社へ広告文の原稿とともに提出し申し込んでください。

ウ スペース及び内容（規則19）

新聞広告の寸法は、横9・6cm、縦2段組以内であって、その場所は、記事下に限られ色刷りは認められません。新聞広告の内容は自由です。したがって政見、経歴等のほか、第三者の推薦文を入れても差し支えなく、また、写真を掲載することもできます。

(2) その他の広告等

候補者が新聞を利用して行える選挙運動は、新聞広告のみであり、それ以外の挨拶広告等を行うことは一切禁止されています。また、広告を掲載した新聞は、新聞販売業者が通常の方法（定期購読者以外の者に対して頒布する新聞紙については、有償である場合に限る。）で頒布することができますが、それ以外の特別な方法で頒布したり、掲示したりすることはできません。

**7 新聞紙、雑誌の不法利用等の制限（法148・148の2）**

新聞紙、雑誌が選挙に関し、その本来の使命として掲載するものについては規制はありませんが、虚偽の事項を記載したり、事実を歪曲して記載する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害する場合は制限されます。また、当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって新聞紙・雑誌の編集その他経営を担当する者を買収したり、編集その他経営上の特殊の地位を利用して、選挙に関する報道や評論を掲載し又は掲載させることはできません。

**8 言論による選挙運動**

言論による選挙運動は本来自由であり、特別のものだけ禁止されています。この点文書による選挙運動と異なります。

(1) 個人演説会

候補者は、公営施設及び公営施設以外の施設を利用して個人演説会を開催することが

できます。

ア 使用できる施設（法161・161の2・164）

① 公営施設

- a 公営施設とは、学校（学校教育法第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園）、公民館（社会教育法第21条に規定する公民館）、地方公共団体の管理に属する公会堂及び選挙管理委員会の指定する施設をいい、これらの施設を利用して個人演説会を行う場合は、その施設の管理者が演説会に必要な設備（照明設備、演壇、聴衆席等）します。
- b 申出があった場合、他の候補者の申出と競合しなければ、選挙管理委員会から施設の管理者に通知し、施設の管理者は授業等の本来の諸行事に支障がなければ使用許可の旨を候補者に通知します。
- c 候補者は、施設の管理者が行う設備のほかに、候補者の負担において、他の必要な設備を行うことは差し支えありません。ただし、その施設の利用が終わったときは、直ちに原状に復しておかなければなりません。
- d 候補者1人につき同一施設ごとに1回に限り無料、2回目からは管理者が定める費用をあらかじめ納付しなければなりません。

② 公営施設以外の施設

公営施設以外の施設とは、個人の居宅、神社、寺院、集会所、劇場等です。

イ 開催の申出（法163）

① 公営施設を使用する場合

- a 開催する日の前2日までに所定の様式の文書によって選挙管理委員会に申し出てください。
- b 使用する時間は、無料の場合も有料の場合も1回について5時間を超えることができません。
- c 同一施設について、同時に2回以上の申出をし、又は申し出た使用の日を経過しない間に新たな申出をすることはできません。また、同一の施設について同一日時に使用するような申出が2以上あった場合には、後に申出をした者、同時の申出であるときは、すでにその施設を使用した回数が多い者、その回数も同じであるときは、選挙管理委員会がくじで定めた者は、その施設を使用することはできません。（開催ができない者に対しては、選挙管理委員会からその旨通知する。）

# 個人演説会開催申出書

- 1 選挙の種類 令和8年5月24日執行 鴨川市議会議員一般選挙
- 2 開催の日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日午後 1時から午後 6時まで
- 3 使用する施設の名称及び面積 〇〇公民館 〇〇〇〇平方メートル
- 4 本施設を使用した回数 なし
- 5 自ら設備を加える程度

種 別	数 量	備 考

上記のとおり個人演説会を開催したいので、公職選挙法第163条の規定により申し出ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

鴨川市選挙管理委員会委員長 高橋 進 様

候補者 住所 千葉県鴨川市横渚 1450 番地 1

氏名 鴨川 太郎

連絡先 電話 〇〇 (△△△△) ××××

## ② 公営施設以外の施設を使用する場合

この場合は、何ら制限がないので使用しようとする施設の所有者又は管理者と交渉しその承諾を得て使用することができます。この場合は、使用時間の制限はありません。

## ウ 開催回数と演説者（法162）

① 開催回数については、何ら制限がありません。

② 演説者については制限がありません。したがって、候補者自身はもちろん、候補者以外の者も演説できるし、テープレコーダー等の録音盤を使用して演説を聞かせることもできます。

エ 使用の制限（令 116）

個人演説会の施設は、学校にあってはその授業、研究又は諸行事、その他の施設にあっては、業務又は諸行事に支障がある場合においては、使用することができません。

オ 演説会場で掲示できる文書図画（法 143）（30 頁参照）

カ 連呼行為（法 140 の 2）

個人演説会の会場内で、会場内の聴衆に向かって連呼することができます。

キ 演説会の会場で頒布できる文書図画（法 142）

選挙運動用ビラ（30 頁参照）のみ頒布することができます。

ク 演説会の告知

告知の方法としては、選挙運動用として認められているポスター及び選挙運動用通常葉書によってする方法のほか、街頭演説の機会を利用して口頭で選人に告知することもできます。戸別に演説会のあることを告知することは戸別訪問とみなされるのでできません。

ケ 他の演説会の禁止（法 164 の 3）

選挙運動のために行う演説会は、個人演説会のほかは、いかなる名義をもってするを問わず開催することができません。また、候補者以外の者が合同演説会を開催することもできません。

(2) 街頭演説

街頭演説とは、街頭又はこれに類似する場所で多数の人に対して行う演説であり、屋内から街頭に向かって行う演説もこれに含まれます。

ア 標旗及び腕章等（法 164 の 5・164 の 7）

① 街頭演説は、候補者はもとより、第三者が候補者のために演説することも自由ですが、行うときは立候補届出の際に選挙管理委員会が交付する街頭演説用標旗を掲げ、かつ、演説者は必ずその場所にとどまってしなければなりません。標旗で表示していると認められる場所以外の所に移動することはできません。したがって道路を歩きながらする演説や、走行中の自動車等の上からする演説（いわゆる「流し演説」）は禁止されます。

② 街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者 1 人について 15 人に限られます。なお、立候補届出の際に選挙管理委員会が交付する選挙運動員用腕章（11 枚）又は乗車（船）用腕章（4 枚）をつけていなければなりません。

イ 夜間の街頭演説の禁止（法 164 の 6）

街頭演説は、午後 8 時から翌日の午前 8 時までの間はすることができません。また、街頭演説を行う者は、学校及び病院、診察所その他の療養施設の周辺においては静穏を保持するように努めなければなりません。

ウ その他

① 街頭演説をする場所では、その候補者の演説であることや、候補者の政見等を示すために、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類等は一切使用できません。しかし、街頭演説の場所に停止している選挙運動用自動車に取り付けられているポスター、立札、ちょうちん及び看板の類については差し支えありません。（法 143）

② 候補者の政見・経歴等を記載したビラ・チラシ等は、選挙運動用ビラを除き街頭演説の場所で頒布することはできません。

③ 街頭演説の場所で、街頭演説の一部として連呼することはできます。この場合の連呼も、午後8時から午前8時までは禁止されます。

エ 街頭演説においても録音盤を使用して演説することができます。録音盤使用の際拡声機を用いることは、選挙管理委員会で交付した拡声器表示板をつけた拡声機である限り差し支えありません。

### (3) 連呼行為（法140の2）

ア 選挙運動のため連呼行為をすることはできません。連呼行為というのは、「短時間に一定の文句を連続反復して呼称すること」で、演説が思想を含むのに対して、意味はあっても思想が含まれないところに特色があります。

イ 連呼は原則として禁止されていますが、例外として個人演説会場、街頭演説、演説（幕間演説等）の場所においてする場合並びに午前8時から午後8時までの間に限り選挙運動用自動車又は船舶の上においてする場合は許されています。ただし、街頭演説の場所で行う場合には、候補者以外の者は街頭演説用腕章若しくは乗車（船）用腕章をつけた者でなければならず、さらに学校、病院、診療所、その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません。

### (4) 幕間演説

映画、演劇等の幕間、青年団、婦人会等の集会、会社、工場等の休憩時間にたまたまそこに集まっている者を対象にして、候補者、選挙運動員又は第三者が選挙運動のための演説をすることは、禁止又は制限の規定がないので自由にできます。しかし、そのために聴衆を集める等の事実があれば、演説会等になって制限されるから注意を要します。

### (5) 個々面接

個々面接とは、電車やバスの中あるいは道路等でたまたま知人に会った時に、その機会を利用して選挙運動をすることをいうもので、自由に行えます。

### (6) 電話による選挙運動

法律上制限されていないので自由ですが、利害誘導等の禁止された行為を行わないよう注意が必要です。

### (7) 演説による選挙運動のその他の制限（法166）

公営施設使用の個人演説会を開催する場合以外には、次の場所での演説は禁止されません。

ア 国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅を除く。）

イ 汽車、電車、バス、船舶（選挙運動用船舶を除く。）及び停車場その他鉄道地内

ウ 病院、診療所その他の療養施設

## 9 その他の選挙運動

### (1) 飲食物の提供禁止（法139・令109の2）

ア 選挙運動に関して飲食物を提供できません。

「選挙運動に関して」なので、別に投票依頼の目的がなくとも、また、誰から誰に対するものであっても、飲食物を提供することは禁止されています。したがって、例えば

第三者が選挙運動の激励のためにいわゆる陣中見舞として候補者等に飲食物を提供する場合も禁止されます。

イ しかし、この原則に対し次の二つの例外が認められています。

① 湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子

いわゆる「お茶うけ」程度のもので、これについては別に、量、相手方についての形式的な基準はありませんが、常識的に考えて、あまりにも多量であるとか、無制限に誰にでも提供するようなことがある場合、買収又は利益供与となることがあります。「お茶うけ」程度のもので、労務者に提供した場合に、その実費を報酬から差し引く必要はありません。

② 選挙事務所における弁当

選挙運動の期間内に限り、選挙運動に従事する者及び労務者に対して、選挙事務所内で食事をし、又は携行するため、選挙管理委員会が定めた弁当料の範囲内（47 頁参照）で弁当を提供できます。提供できる数は候補者 1 人当たり 4 5 食に、告示日から投票日の前日までの日数を乗じて得た数の範囲内に限られますが、どのような配分によって提供しても自由です。

具体的な数は次のとおりです。

3 1 5 食 [ 4 5 食 × 7 日間 ]

運動員〔事務員、専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者（以下「車上運動員」という。）、専ら手話通訳のために使用する者（以下「手話通訳者」という。）及び専ら要約筆記のために使用する者（以下「要約筆記者」という。）を含む〕に弁当を提供した場合には、その者にさらに実費弁償として支給できる弁当料は、1 日当たりの弁当料の制限額から提供した弁当の実費を差し引いた額までです。労務者に弁当を提供したときは、報酬からその弁当の実費を差し引いて支給しなければなりません。しかし、選挙運動事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬については、弁当を提供した場合においても報酬から差し引く必要はありません。

(2) 氣勢を張る行為（法 1 4 0）

選挙運動のため自動車を連ね又は隊伍を組んで往来したり、サイレンを吹き鳴らして選挙人の耳目を集める等氣勢を張る行為をすることはできません。

(3) 署名運動の禁止（法 1 3 8 の 2）

選挙に関し、投票を得る目的、得しめる目的又は得しめない目的をもって選挙人に対し署名運動をすることは一切できません。

(4) 人気投票の公表の禁止（法 1 3 8 の 3）

選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することは禁止されています。

(5) 投票記載所の氏名等の掲示（法 1 7 5）

選挙の当日、選挙管理委員会が投票所内の投票記載所その他適当な箇所に候補者の氏名と党派別の掲示を行います。

また、選挙の期日の告示の日の翌日から選挙の期日の前日まで、選挙管理委員会が期日前投票所又は不在者投票所内の投票記載所に候補者の氏名と党派別の掲示を行います。

この掲載の順は、選挙管理委員会がくじで定めますが、これには候補者又はその代理人が立ち会うことができます。

立候補届出のとき通称認定の申請をして、その呼称が通称として認められたときは、その通称が記載されることになります。

#### (6) 選挙期日後のあいさつ行為の制限（法178）

何人も、選挙期日後（無投票の場合は、選挙長の無投票の告示の日後）において、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的をもって、次に掲げる行為をすることができません。

ア 選挙人に対して戸別訪問すること。

イ 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除くほか、文書図画を頒布し又は掲示すること。

ウ 新聞紙又は雑誌を利用すること。（広告を出すこと等）

エ 放送設備を利用して放送すること。

オ 当選祝賀会その他の集会を開催すること。

カ 自動車を連れ又は隊を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすること。

キ 当選に関する答礼のため当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

### 10 インターネット等を利用した選挙運動

#### (1) ウェブサイト等を利用する方法により頒布する文書図画（法142の3）

##### ア 表示義務

選挙運動用文書図画を掲載するウェブサイト等には、掲載者に連絡をする際に必要となる電子メールアドレス等を表示することが義務づけられています。

##### イ 選挙期日当日の取扱い

ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日においても、そのまましておくことができます。（更新はできません。）

#### (2) 電子メールを利用する方法により頒布する文書図画（法142の4）

##### ア 送信主体の制限

選挙運動用電子メールは、候補者・確認団体に限って頒布することができ、それ以外の者については禁止されています。

##### イ 送信先の制限

選挙運動用電子メールは、次の送信対象者に対して、それぞれ次の電子メールアドレス宛に、送信できます。

送信対象者	送信対象電子メールアドレス
あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者 (その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限る。)	選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス
政治活動用電子メール(メールマガジン等)を拒否せず、継続的に受信している者であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったもの	政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレス

#### ウ 表示義務

電子メールを利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する者は、その文書図画に、次の事項を表示しなければなりません。

- ① 選挙運動用電子メールである旨
- ② 送信者の氏名又は名称
- ③ 送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨
- ④ 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

#### エ 記録保存義務

選挙運動用電子メール送信者には、一定の記録の保存が義務づけられます。

- ① 選挙運動用電子メールの送信を求め・同意した者に送信する場合
  - a 受信者が電子メールアドレスを送信者に対し、自ら通知したこと
  - b 送信の求め又は送信への同意があったこと
- ② 政治活動用電子メールの継続的な受信者に送信する場合
  - a 受信者が電子メールアドレスを送信者に対し自ら通知したこと
  - b 継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること
  - c 選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと

インターネット選挙運動等の可否一覧

できること/できないこと		候補者	確認団体	候補者・確認団体以外の者
ウェブサイト等を用いた選挙運動	ホームページ、ブログ等	○	○	○
	SNS（フェイスブック、ツイッター等）※1	○	○	○
	政策動画のネット配信	○	○	○
電子メールを用いた選挙運動	選挙運動用電子メールの送信	○	○	×
	選挙運動用ビラ・ポスターを添付したメールの送信	○	○	×
	送信された選挙運動用電子メールの転送	△ ※2	△ ※2	×
ウェブサイト上に掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布（証紙なし）		×	×	×
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動		○ ※3	○ ※3	○ ※3
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動以外の政治活動		○	○	○
有料インターネット広告	選挙運動用の広告	×	×	×
	選挙運動用ウェブサイトへ直接リンクする広告	×	○	×
	挨拶を目的とする広告	×	×	×

※1 メッセージ機能を含む

※2 新たな送信者として、送信主体が送信先制限の要件を満たすことが必要。

※3 ただし、表示義務が課される。

※4 インターネット等を利用した選挙運動の詳細については、「改正公職選挙法（インターネット選挙運動解禁）ガイドライン」を参照

([http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/naruhodo/naruhodo10.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html))

## 第3 選挙運動費用

策 3 選舉戰費費用

## 第3 選挙運動費用

### 1 収入・寄附及び支出

#### (1) 選挙運動に関する収入（法179①）

収入とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束をいう。」のであって、日常用いられている収入という言葉より広い意味であることに注意しなければなりません。

① 金銭の收受だけでなく、物品その他の財産的価値のある物の收受又はそれらのものを利用する利益の享受等も収入になります。

② 金銭や財産上の利益を現実的に收受した場合だけでなく、その收受の承諾又は約束だけでも収入となります。

#### (2) 選挙運動に関する寄附（法179②）

寄附とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。」とされています。したがって、寄附を受ける者の立場からすれば、収入の一種ということになります。

#### (3) 選挙運動に関する支出（法179③）

支出とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう。」のであって、日常用いられる支出という言葉より広い意味です。

支出には、金銭支出ばかりでなく、財産的利益の消費も含まれることは収入の場合と同様です。ただ、例えば、紙を購入すれば支出になりますが、これを消費したときに再び支出として計上する必要はありません。しかし、選挙事務所を無料で借りて使用した場合等には、その使用料を時価に見積もった額を寄附として収入に計上すると同時に支出にも計上しなければなりません。

### 2 出納責任者

#### (1) 出納責任者（法180・187）

候補者の選挙運動費用の収入及び支出について一切の責任を負うべき者が出納責任者です。原則として、出納責任者のほか、何人も、候補者のための選挙運動費用を支出する権限を持ちません。ただし、次の場合は、出納責任者でなくても支出することができます。

① 立候補準備のために要した費用の支出

② 電話及びインターネット等を利用する選挙運動のための支出

③ 出納責任者から文書による承諾を得た者が支出する場合

#### (2) 出納責任者の選任、解任、辞任とその届出（法180～184）

立候補の届出をした者は、出納責任者を選任し直ちに届出を選挙管理委員会にしなければなりません。出納責任者の届出をしないで、出納責任者が寄附を受けたり、支出をしたりすることはできません。

(ア) 出納責任者の選任（法180）

- ① 出納責任者は、一般的には候補者が選任するのですが、候補者が自ら出納責任者となり、又は推薦届出者（推薦届出者が数人あるときはその代表者）が候補者の承諾を得て出納責任者を選任し、若しくは候補者の承諾を得て自ら出納責任者となることもできます。
- ② 出納責任者を選任した者（自ら出納責任者となった者を除く。）は、文書で出納責任者が支出することができる金額の最高額を定め、出納責任者ととも、この文書に署名押印しなければなりません。この額は、候補者が支出することができる法定選挙運動費用の額以内でなければなりません。

(イ) 出納責任者の解任及び辞任（法181）

- ① 候補者は、文書で通知することにより、出納責任者を解任することができます。出納責任者を選任した推薦届出者は、候補者の承諾を得て、同様にし出納責任者を解任することができます。
- ② 出納責任者は、文書で候補者及び選任者に通知することによって辞任することができます。

(ウ) 出納責任者に関する届出（法180・182）

① 選任の届出（法180）

- a 出納責任者の選任者（自ら出納責任者となった者を含む。）は、直ちにし出納責任者の氏名、住所、職業、選任年月日等を出納責任者選任届出書により選挙管理委員会に届け出なければなりません。（17頁参照）
- b 推薦届出者が出納責任者を選任した場合には、その選任について候補者の承諾を得たことを証明する書面（推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証明する書面）を添付しなければなりません。

② 異動の届出（法182）

- a 出納責任者に異動があったときには、出納責任者の選任者は、直ちにし出納責任者の解任・辞任届を選任の届出の例により届け出なければなりません。
- b この届出書には、解任又は辞任による異動に関するものには、(イ)の通知のあったことを証明する書面を添付し、出納責任者を選任した推薦届出者がこれを解任した場合には、併せてその解任について候補者の承諾のあったことを証明する書面を添付しなければなりません。

(エ) 出納責任者の職務代行とその届出（法183）

出納責任者に事故があるとき又は欠けたときは、これを選任した候補者又は推薦届出者が代わってその職務を行うこととなります。この場合、推薦届出者たる選任者（自ら出納責任者になったものを含む。）にも事故があり、又は欠けたときは、候補者が代わって出納責任者の職務を行わなければなりません。これらの場合には、出納責任者の職務を代行する者は、その旨を選任届と同じ内容を記載して届け出なければなりません。この届出書には、事故又は欠けた出納責任者の氏名、事故又は欠けたこと的事实、その職務代行を始めた年月日を記載しなければなりません。出納責任者に代わってその職務を行う者がこれをやめたときは、その理由、職務代行をやめた年月日を記載しなければなりません。

(3) 出納責任者の職務

(ア) 会計帳簿の備付と記載(法185・規則22)

出納責任者は、会計帳簿を備え付け、候補者のためのすべての選挙運動に関する寄附、その他の収入、支出に関する事項を記載しなければなりません。なお、金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もった金額を記載しなければなりません。(会計帳簿各欄の記載については、様式(50、51頁)の備考を参照してください。)

(イ) 立候補準備のために要した費用の精算(法187②)

立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者が支出し、又は他の者がこれらの者と意思を通じて支出したものは、選挙運動の費用とされます。したがって、出納責任者は、その就任後直ちにその候補者又は支出者について精算し、会計帳簿に記載しなければなりません。

(ウ) 明細書の提出(法186)

出納責任者以外の者で候補者のため選挙運動に関する寄附を受けたものがあるときは、その寄附を受けた日から7日以内に(出納責任者の請求があるときは直ちに)、寄附者の氏名、住所、職業、寄附の金額と年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。

なお、この寄附で候補者が立候補届出前に受けたものについては、立候補届出後直ちにその明細書を出納責任者に提出しなければなりません。したがって、出納責任者は、この明細書を受領して保存するとともに、提出のないときは提出を求めなければなりません。

(エ) 領収書等の徴収と送付(法188)

出納責任者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面を徴収しなければなりません。ただし、天災事変等のための交通の途絶、相手方の死亡、郵便葉書や電車、バスの乗車券の購入のように通常領収書を発行しない慣行である等の場合には、徴収しなくてもかまいません。なお、候補者又は出納責任者と意思を通じてそのために支出した者は、領収書その他支出を証する書面を直ちにその出納責任者に送付しなければなりません。

(4) 会計帳簿(支出簿)の記載(法185)

選挙運動の費用として支出されたものは、次の項目に従って支出簿に記載しなければなりません。

(ア) 人件費 人件費としては労務者、選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬が考えられます。(この他の選挙運動に従事する者には報酬を支払うことはできません。)

(イ) 家屋費

① 選挙事務所費は、主に事務所自体や机などの備品の借上料が考えられます。事務所の電話を架設する費用も家屋費の中に含まれます。

② 集合会場費は、主として個人演説会の会場や机などの備品の借上料が考えられます。

- (ウ) 通信費 郵便料、電話料及び電報料が考えられます。封書、葉書及び電報は、選挙運動用通常葉書を除き選挙運動のために使用することはできませんが、事務連絡のため使用することは差し支えありません。電話については電話架設費は選挙事務所費に入るので、電話機借上料と電話料を記載します。
- (エ) 交通費 候補者、運動員、選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者並びに労務者について考えられます。このうち、候補者の分は、原則として選挙運動の費用とみなされませんが、運動員等については、実費弁償があります。例えば、候補者と運動員1名がタクシーを利用した場合には、一般には便乗したと解され交通費に算入する必要はありませんが、運動員が友人の好意で無料で自動車に乗せてもらった場合等は、時価で見積もり寄附及び支出として費用の中に計上します。選挙運動用自動車を使用するために要した支出は、選挙運動の費用とみなされないため、ここに記載する必要はありません。例えば、選挙運動用自動車の借上料、ガソリン代、オイル代、修繕代、運転手の雇料、超過勤務手当、宿泊代及び食事料等は選挙運動費用とみなされません。ただし、自動車及び船舶に取りつける文書図面に要する経費は、「選挙運動用自動車を使用するために要した費用」とは認められないので選挙運動費用に計上しなければなりません。
- (オ) 印刷費 選挙運動のために使用するポスター、葉書及びビラ等の印刷費が考えられます。
- (カ) 広告費 立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用が考えられます。
- (キ) 文具費 紙、ペン、インク、その他選挙事務所において使用した消耗品代等が考えられます。
- (ク) 食糧費 選挙事務所で提供する湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用や法律で認められた範囲で運動員、事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者並びに労務者に対して支給する弁当代又は弁当の調製に要した費用が考えられます。
- (ケ) 休泊費 休憩及び宿泊に要した費用が考えられます。
- (コ) 雑費 (ア) から (ケ) まで以外の諸費をいいますが、候補者によりいろいろ異なると思われます。例えば看板の作製について考えてみると、看板屋に請け負わせたものであれば広告費に入り、材料を提供して労務者を雇い作製したものであれば、労務者に要した費用は人件費の中に、材料代、木材、トタン等は雑費の中に、墨やペンキ代は文具費というように分けられます。ガス代、電気代、水道代も雑費に入ります。

以上 10 項目について概略を記しましたが、選挙運動の費用は、これだけに限るものではなく、およそ「選挙運動に関する」費用は、すべて適宜 10 項目の中に当てはめ月日順に明細を記載しなければなりません。

### 3 実費弁償・報酬の支給

選挙運動に従事する者(運動員、事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者をいう。)及び労務者に対する実費弁償、報酬には、一定の制限が設けられています。この制限に違反すると、多くの場合は、買収の推定を受けることになるので、十分注意してください。

- ① 事務員とは、選挙運動のために雇い入れられた者で選挙運動に関する事務に従事する者です。なお、親類・友人等の特別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者や、総括主宰者、出納責任者等選挙運動の枢機に参画する者は含まれません。また、選挙運動の「事務」に従事する者でなければならないので、選挙人に直接働きかける行為を行う者は含まれません。
- ② 車上運動員とは、専ら選挙運動用自動車又は船舶の上において、連呼行為等の選挙運動を行うことを本務として雇用された者（いわゆる「うぐいす嬢」等）のことです。
- ③ 手話通訳者とは、専ら手話通訳を行うことを本務として雇用された者のことです。
- ④ 要約筆記者とは、専ら法第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図面の頒布又は法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図面の掲示のために口述を要約して文書図面に表示することを本務として雇用された者のことです。
- ⑤ 労務者とは、立候補準備行為及び選挙運動に付随して行うポスター貼り、葉書のあて名書き等の単純な機械的労務を提供する者で、自らの労務の対価である報酬の取得を目的とする行為に服する者です。

(1) 実費弁償の支給（法197の2）

実費弁償は、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対して支給することが認められています。選挙運動に従事する者に対しては弁当料、茶菓料の実費を支給することができるのに対し、労務者に対しては支給することができません。

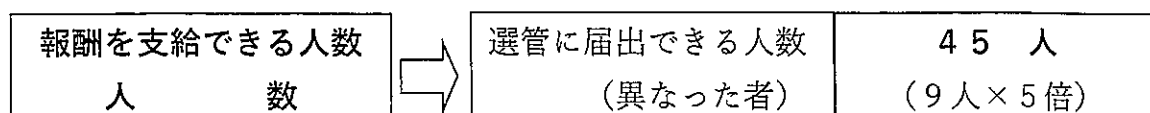
また、選挙運動に従事する者に対しては食事料2食分を含んだ宿泊料を支給することができるのに対し、労務者には食事料を除いた宿泊料しか支給できません。

実費弁償は、あくまで実費として支出されたものに対して相当額が弁償されるのでなければなりません。したがって、昼食代が600円であったのに1,000円を支給することはできません。

(2) 報酬の支給（法197の2）

報酬とは、一定の役務に対する給付をいい、選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上運動員（うぐいす嬢等）、手話通訳者及び要約筆記者に限り支給することができます。

この事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者については、立候補の届出のあった日から選挙の期日の前日までの間にかぎり、1日につき次の人数の者に報酬を支給することができます。ただし、使用する前にあらかじめ文書によって、選挙管理委員会に届け出た者でなければ報酬を支給することができません。なお、この期間を通じて、最大限次の人数の5倍を超えない延人数まで異なる者を届け出ることができます。



※ 1日につき 9人

(3) 実費弁償・報酬の支給金額（法197の2・令129・鴨川市公職選挙法令施行規程48）

実費弁償、報酬を支給することができる額は、鴨川市公職選挙法令施行規程に定められています。したがって、支給に当たっては、これらの額の範囲内で支給しなければなりません。

(ア) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することのできる実費弁償の額の基準

- ① 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ② 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ③ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ④ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
- ⑤ 宿泊料 1夜につき23,000円（食事料二食分を含む。）
- ⑥ 弁当料 1食につき1,500円・1日につき4,500円
- ⑦ 茶菓料 1日につき1,000円

(イ) 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額

- ① 基本日額 10,000円以内
- ② 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内

なお、労務者に対して弁当を提供した場合は、労務者に支給すべき報酬の基本日額から弁当の実費に相当する額を差し引いたものを支給しなければなりません。

(ウ) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額の基準

- ① 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 (ア)の①、②、③及び④に掲げる額
- ② 宿泊料 1夜につき20,000円（食事料を含まない。）

(エ) 選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者1人に対し支給することができる報酬の額

- ① 基本日額 選挙運動のために使用する事務員 15,000円以内  
車上運動員 20,000円以内  
手話通訳者 20,000円以内  
要約筆記者 20,000円以内
- ② 超過勤務手当は支給できません。

※選挙運動員、労務者等に支給することのできる報酬及び実費弁償の基準一覧表

区分	報 酬	実 費 弁 償 の 基 準			
		鉄道賃、船賃、航空賃、車賃	宿泊料	弁当料	
選挙運動に従事する者	選挙運動員 支給することができない	ア 鉄道賃＝鉄道旅行について 路程に応じ旅客運賃等により 算出した実費額 イ 船賃＝水路旅行について路 程に応じ旅客運賃等により算 出した実費額 ウ 航空賃＝航空旅行について 路程に応じ旅客運賃等により 算出した実費額 エ 車賃＝陸路旅行（鉄道旅行 を除く）について路程に応じ た実費額	1夜につき 23,000円 (食事料2食 分を含む)	1食につき 1,500円 1日につき 4,500円  弁当を提供し た場合はこの 弁当料から提 供した弁当の 実費額を差し 引いた額以内	茶菓料  1日につき 1,000円
	選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者 ア 選挙ごとに人数が定められている イ あらかじめ氏名、住所等を選挙管理委員会に届け出なければならぬ	1日1人につき 選挙運動のために使用する事務員は15,000円以内 車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者は20,000円以内 (超過勤務手当は支給することができない)	同上	1夜につき 20,000円 (食事料を含 まない)	支給することができない
労 務 者	1日1人につき 10,000円以内  超過勤務手当 上の額の5割以内  弁当を提供した場合は、この報酬額から提供した弁当の実費額を差し引いた額を支給する	同上	同上	同上	同上
(注)	1 実費弁償は、実際に要した額を超えて支給してはなりません。 2 労務者に対する茶菓料の実費弁償はできませんが、通常用いる程度の茶菓料は提供することができます。	例えば、食事をしないのに弁当料を支給したり、600円の食事をしたの			

#### 4 選挙運動費用の制限

(1) 選挙運動費用の最高制限額（法194・196）

選挙期日の告示とともに選挙管理委員会で告示し、候補者にも連絡します。参考までに直近の選挙人名簿登録者数（25,751人）で算出した場合、3,006,400円です。

(算出根拠)

$$\frac{\text{告示の日における選挙人名簿登録者数} \times 501 \text{円 (人数割額)}}{\text{その選挙区内の議員定数 (16人)}} + 2,200,000 \text{円 (固定額)}$$

※ 100円未満の端数があるときは、その端数は100円とする

(2) 制限額を超過して支出した場合（法247・251の2③）

出納責任者が選挙運動費用の制限額を超過して支出し、又はさせたときは、出納責任者は処罰され、連座制により、候補者の当選も無効となりますので、出納責任者は特に注意しなければなりません。

(3) 選挙運動費用とみなされないもの（法197）

次に掲げるものは、選挙運動費用とみなされないもので、これらは選挙運動費用に算入する必要はありません。なお、供託金は選挙運動費用には含まれません。

- (ア) 立候補準備のために要した支出で、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
- (イ) 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- (ウ) 候補者が常用する船車馬等のために要した支出
- (エ) 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- (オ) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料（消費税は選挙運動費用に含む）
- (カ) 選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出

#### 5 収支報告書の提出

(1) 収支報告書の提出と領収書等の添付（法189、規則23）

出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附その他の収入及び支出に関する事項を記載した収支報告書を次の期限までに選挙管理委員会に提出しなければなりません。この場合、報告書には、支出の金額、年月日及び支出の目的を記載した領収書の写又はその他の支出を証すべき書面の写（領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があったときは、その旨及び支出の金額、年月日、目的を記載した書面）を添付しなければなりません。

※ 金融機関等への振込みによる支出のため、領収書等を徴することができなかった場合は、当該金融機関等の振込明細書の写しと併せて、当該支出の費目及び目的を記載した「振込明細書に係る支出目的書」を提出することで、前記「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」に代えることができます。

- (ア) 選挙期日の告示の日前まで、選挙期日の告示の日から選挙期日まで及び選挙期日の経過後になされた寄附その他の収入及び支出については、これをあわせて精算し、選挙期日から15日以内（令和8年6月8日まで）に提出すること。
- (イ) 第1回の報告書提出後に寄附その他の収入及び支出のあったときは、その分についてのみ、その収入のあった日から7日以内に前回の合計額に加算して提出すること。
- (2) 帳簿、書類等の保存義務（法191）  
出納責任者は、会計帳簿、明細書、領収書その他の支出を証する書面を報告書提出の日から3年間保存する義務があります。

会計帳簿（規則 22）

1. 収 入 簿

月 日	金額又は見積額	種 別	寄 付 を し た 者		
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業
	円				
合 計					

備 考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載するものとする。
- 2 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の収受については、その債務又は利益を時価に
- 3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積額等」を記載するものとする。
- 4 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日現在においての有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 5 「種別」の欄には寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- 6 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

2. 支出簿

月日	金額又は見積額		支出の目的	支出をした者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	支出をした 者の別	備考
	金銭支出 円	金銭以外 の支出 円		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職業			
	円	円							
合計									

備考

- この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載するものとする。
- この帳簿には、(1)立候補準備のために支出した費用(2)選挙運動のために支出した費用の2科目を設けて(又は各々分冊して)記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。
- この帳簿の各科目には、(1)人件費、(2)家屋費((イ)選挙事務所費(ロ)集合会場費等)、(3)通信費、(4)交通費、(5)印刷費、(6)広告費、(7)文具費、(8)食糧費、(9)休泊費、(10)雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。
- 前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するものとする。
- 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 「支出の目的」欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 支出の中金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びに履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 専ら在外選挙人の投票に関してする選挙運動で国外においてするものに関する支出については、その旨を「備考」欄に記載するものとし、当該支出の合計を記載するに当たっては、これ以外の支出と区別し、外書きとして括弧を付して記載するものとする。
- 選挙運動に係る公費負担対象支出(ビラ又はポスターの作成に係るもの)については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。
- 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

選挙運動費用収支報告書

1 令和8年5月24日執行鴨川市議会議員一般選挙

2 公職の候補者 住所 千葉県鴨川市横渚1450番地1  
氏名 鴨川 太郎

候補者届出書に記載した住所・氏名

3 ○○月○○日から 最初の収入又は支出があった日

○○月○○日まで 第1回分収支報告書の提出日

4 収入の部 1件1万円を超える収入は各件ごとに記載

「寄附」と「その他の収入」に区分すること。

「公認料」は寄附である。

月 日	金額又は見積額 円	種 別	寄 附 を し た 者			備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業	
○月○日	100,000	寄 附	A町1番地	A野 太郎	会社役員	金銭以外の寄附及びそ の他の収入の見積の根拠
○月○日	50,000	〃	A町2番地	B野 太郎	農業	
○月○日	100,000	〃	A町3番地	〇〇党		公認料
○月○日	25,000	〃	B町3番地	鴨川太郎後援会	政治団体	机 4 椅子 12 1日 5,000円×5日
〃	80,000	〃	B町4番地	C野 次郎	会社員	
〃	500,000	その他の収入				借入金
○月○日	70,000	寄 附				10,000円以下9件
○月○日	20,000	〃	C町5番地	D野 次郎	会社員	1日10,000円×2日
○月○日	700,000	その他の収入				労務無償提供
○月○日	200,000	寄 附	B町3番地	鴨川太郎後援会	政治団体	自己資金

計	寄 附	645,000							
	その他の収入	1,200,000							
	計	1,845,000							
前回計	寄 附								
	その他の収入								
	計								
総額	寄 附	645,000							
	その他の収入	1,200,000							
	計	1,845,000							

参 考	公費負担相当額 総計 〇〇〇円 (内訳) ポスター作成 〇〇〇円、ビラ作成 〇〇〇円
-----	---

1件1万円を超える「寄附」は各件ごとに、住所(事務所の所在地)、氏名(団体名)、職業を記載する。

1件1万円以下の収入は、「寄附」、「その他の収入」ごとに各収入日の合計額を記載する。なお、「寄附」については1件1万円以下のものについても、必要に応じて各件ごとに記載しても差し支えない。

1件1万円を超える「その他の収入」は内容を明記する。

① 無償の場合、同額が支出に計上される。  
② 金銭以外の収入は、数、金額、見積りの根拠を記載する。

(注) 第1回報告分は、選挙期日から15日以内に提出しなければならない。

5 支出の部

支出は、まとめて記載できず、1件となるものはすべて支出を受けた者まで記載する。

選挙運動事務員等届出書に記載されていなければ支出できない。

「人件費」「家屋費」「通信費」「交通費」「印刷費」「広告費」「文具費」「食糧費」「宿泊費」「雑費」のいずれかに分類する。

月 日	金額又は見積額 円	区 分	支出の目的	支出を受けた者			備 考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業	
人 件 費							
○月○日	20,000	選挙運動	労務者報酬	C町5番地	D野 次郎	会社員	無償労務従事 1日 10,000円×2日
○月○日	50,000	〃	〃	E町1番地	E野 一郎	学 生	1日 10,000円 ×5日
○月○日	50,000	〃	事務員報酬	E町2番地	E野 三郎	会社員	〃 ×5日
○月○日	75,000	〃	車上運動員報酬	E町3番地	E野 F子	無 職	1日 15,000円 ×5日
、							
小 計	245,000						
家屋費 (選挙事務費)							
○月○日	15,000	立候補準備	電話架設料	F町10番地	NTT〇〇支店		臨時電話1台
○月○日	25,000	選挙運動	備品借上料	B町3番地	鴨川太郎後援会	政治団体	机 4 椅子 12 1日 5,000円×5日
○月○日	50,000	〃	事務所借上料	F町11番地	F野 G男	商 業	1日 10,000円 ×5日
小 計	90,000						
家屋費 (集会場費)							
○月○日	8,700	選挙運動	演説会場借上料	G町12番地	G会館		大ホール
○月○日	4,000	〃	会場借上料	G町13番地	中央公民館長		第2回使用分 〇月〇日開催
、							

費目ごとに小計をつける。



月 日	金額又は見積額 円	区 分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
小 計 費	72,500							
文 具 費								
○月○日	2,100	立候補準備	ボールペン他	L町8番地	L文具店			
}								
小 計 費	13,400							
食 糧 費								
○月○日	5,700	選挙運動	菓子代	M町10番地	M菓子店		1食 1,000円 ×30食	
○月○日	30,000	”	仕出し弁当代	M町12番地	M食堂		1食 1,000円 ×3食×5日	
○月○日	15,000	”	運動員費用弁償	M町20番地	M野 太郎			
}								
小 計 費	89,700							
休 泊 費								
○月○日	24,000	選挙運動	運動員宿泊料	M町3番地	乙山 太郎		1泊 12,000円 ×2日	
小 計 費	24,000							
雑 費								
○月○日	17,860	立候補準備	ベニヤ板他	N町9番地	N田材木店			
○月○日	2,100	選挙運動	灯油	I町18番地	Iガソリンスタ ンド			
○月○日	4,400	”	電気・水道料金	F町11番地	F野 G男		1食 880円 ×5日	



この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

報告書提出日の日付を記載すること。

出納責任者選任届出書と  
一致すること。

出納責任者

住所 千葉県鴨川市江見〇〇〇〇番地

氏名 江見 三郎

備考 1 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下については種別ごとに各収入日における合計額を一覧に記載するものとする。

なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載しても差し支えない。

2 収入の部中「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。

3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額(選挙運動用通常葉書、ビラ又はポスターの作成、選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成に係るものをいう。以下同じ。)に記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。

4 支出の部中「区分」欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を記載するものとする。

5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。

6 精算届後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」ともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。

7 収入の部の記載については公職選挙法施行規則別記第三十号様式収入簿の備考中2から6までの例により、支出の部の記載については同様式支出簿の備考中3から7まで及び9の例によるものとする。

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

「5 支出の部」と一致すること。

支出の年月日	支出の金額	区分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
○月○日	2,320円	選挙運動	労働者電車賃	領収書を発行しないため
○月○日	25,000円	立候補準備	備品借上料	備品の無償提供のため
○月○日	52,000円	立候補準備	ポスター印刷代	公費負担のため
○月○日	40,000円	立候補準備	ビラ印刷代	公費負担のため

1 令和8年5月24日執行 鴨川市議会議員一般選挙

2 公職の候補者 氏名 鴨川 太郎 ← 候補者届出書と一致すること。

3 出納責任者 氏名 江見 三郎 ← 出納責任者届出書と一致すること。

備考 1 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区別を明記するものとする。  
 2 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。

振込明細書に係る支出目的書

支出の費目	支出の目的
<p>広告費</p>	<p>事務所用看板</p>

1 令和8年5月24日執行 鴨川市議会議員一般選挙

2 公職の候補者 氏名 鴨川 太郎 ← 候補者届出書と一致すること。

3 出納責任者 氏名 江見 三郎 ← 出納責任者届出書と一致すること。

- 備考
- 1 「支出の費目」の欄は、支出の項目(人件費、家屋費等)を記載するものとする。
  - 2 「支出の目的」の欄は、支出の目的(謝金、人夫費、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
  - 3 支出の目的ごとに別葉とするものとする。
  - 4 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする。

## 6 寄附の禁止

### (1) 地方公共団体と特別の関係がある者の寄附の禁止（法199）

当該地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、当該選挙に関し、寄附をしてはなりません。

### (2) 候補者等の寄附の禁止（法199の2①・②・249の2・252）

(ア) 候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下同じ。）は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはなりません。ただし、政党その他の政治団体やその支部又は親族又は政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。）については差し支えありません。

(イ) (ア)に違反して寄附をした場合は、次の場合を除きすべて罰則の対象となり、刑罰が科されると、候補者又は候補者となろうとする者は原則として、選挙権、被選挙権が一定期間停止されます。

①候補者又は候補者となろうとする者本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀

②候補者又は候補者となろうとする者本人が自ら出席する葬式や通夜における香典

③候補者又は候補者となろうとする者本人が葬式の日（葬式が2回以上行われる場合にあっては最初に行われる葬式の日）までの間に自ら弔問したその場における香典

（①、②、③であっても当該選挙に関してなされた場合又は通常一般の社交の程度を超えてなされた場合は罰則の対象となります。）

(ウ) 候補者又は候補者となろうとする者を名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附については、当該候補者以外の者は、いかなる名義をもってするを問わず、これをしてはなりません。

### (3) 寄附の勧誘・要求の禁止（法199の2③・④）

何人も、候補者又は候補者となろうとする者に対して、その選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求してはなりません。ただし、政党その他の政治団体やその支部又は親族に対する寄附を勧誘・要求する場合や政治教育集会のための必要やむを得ない実費の補償として寄附を勧誘・要求する場合は除きます。

### (4) 候補者等が関係する会社等の寄附の禁止（法199の3）

候補者又は候補者となろうとする者が、その役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、これらの者の氏名を表示し、又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはなりません。

### (5) 候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止（法199の4）

候補者又は候補者となろうとする者の氏名が表示され、又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、その選挙に関し、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をすることができません。

### (6) 後援団体に関する寄附等の禁止（法199の5）

後援団体とは、政党その他の政治団体又はその支部で、特定の候補者若しくは候補者となろうとする者の政治上の主義、施策を支持し、又はこれらの者を推薦し若しくは支

持することがその政治活動のうち主たるものであるものをいいますが、次のような規制があります。

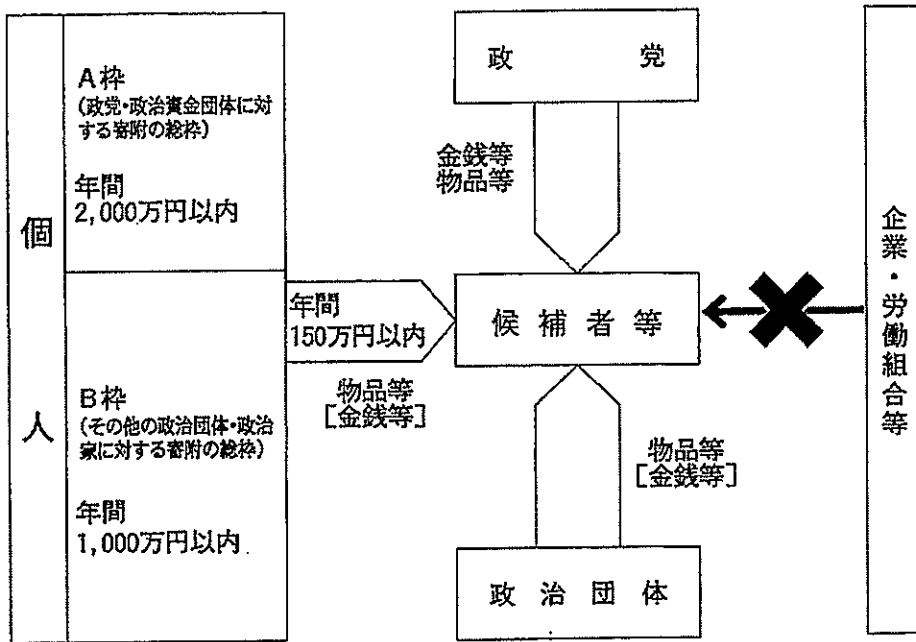
- (ア) 後援団体はその選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることが禁止されます。ただし、次の場合は差し支えありません。
- ①政党その他の政治団体やその支部に対して寄附をする場合
  - ②その候補者又は候補者となろうとする者に対して寄附をする場合
  - ③後援団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附をする場合。ただし、花輪、供花、香典、祝儀、その他これらに類するもの及び任期満了の日前90日目に当たる日から当該選挙の期日までの間（令和8年3月2日から令和8年5月24日まで）にされるものは禁止されます。
- (イ) 後援団体の総会その他の集会（後援団体を結成するための集会を含む。）又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事においては、前記（ア）③の期間中は、何人も、その選挙区内にある者に対し、饗応接待をしたり、金銭又は記念品その他の物品を供与したりすることが禁止されます。ただし通常一般に用いられる程度の食事の提供は饗応接待には含まれません。
- (ウ) 候補者又は候補者となろうとする者は、（ア）③の期間中、自分の後援団体に対し、寄附をすることが禁止されます。ただし、自分の資金管理団体は除きます。
- ※「資金管理団体」とは・・・候補者のために政治資金の拠出を受け、候補者の政治資金を取り扱う政治団体で、候補者の指定を受けたものをいいます。候補者一人につき一団体に限られ、その代表者は候補者本人でなければなりません。候補者は、資金管理団体を指定しようとするときは、県選挙管理委員会に届け出なければなりません。（規正法19）
- (7) 特定人に対する寄附の勧誘、要求の禁止（法200）
- 何人も、選挙に関し、前記（1）の地方公共団体と特別の関係がある者に対して寄附を勧誘し、又は要求してはなりません。また、これらの者から寄附を受けてはなりません。
- (8) 会社等の寄附の禁止（規正法21）
- 会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）は、政党及び政治資金団体以外の者（候補者、資金管理団体及びその他の政治団体等）に対しては政治活動（選挙運動を含む。以下同じ）に関する寄附をすることができません。（64頁図参照）
- また、何人も、これらの団体に対し、寄附を勧誘又は要求することも禁止されます。
- (9) 特定会社等のする寄附の制限（規正法22の4）
- 3事業年度にわたり継続して、政令で定める欠損を生じている会社は、当該欠損がうめられるまでの間、政治活動に関する寄附をしてはなりません。政令で定める欠損とは、会社の確定した決算における貸借対照表に記載された欠損金をいいます。（ただし、前述（8）会社等の寄附の禁止（規正法21）により政党及び政治資金団体以外の者への寄附が禁止されていることに注意。）
- (10) 外国人等からの寄附受領の禁止（規正法22の5）
- 何人も、外国人、外国法人、外国の団体から政治活動に関する寄附を受けることができません。（特別な例外の規定に該当する法人がする場合を除く。）

(11) 匿名の寄附の禁止（規正法 22 の 6）

何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で政治活動に関する寄附をし、またこれを受けてはなりません。

ただし、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対してする匿名寄附でその金額が 1,000 円以下のものについては、この規制を受けません。

[候補者本人に対する寄附の制限]



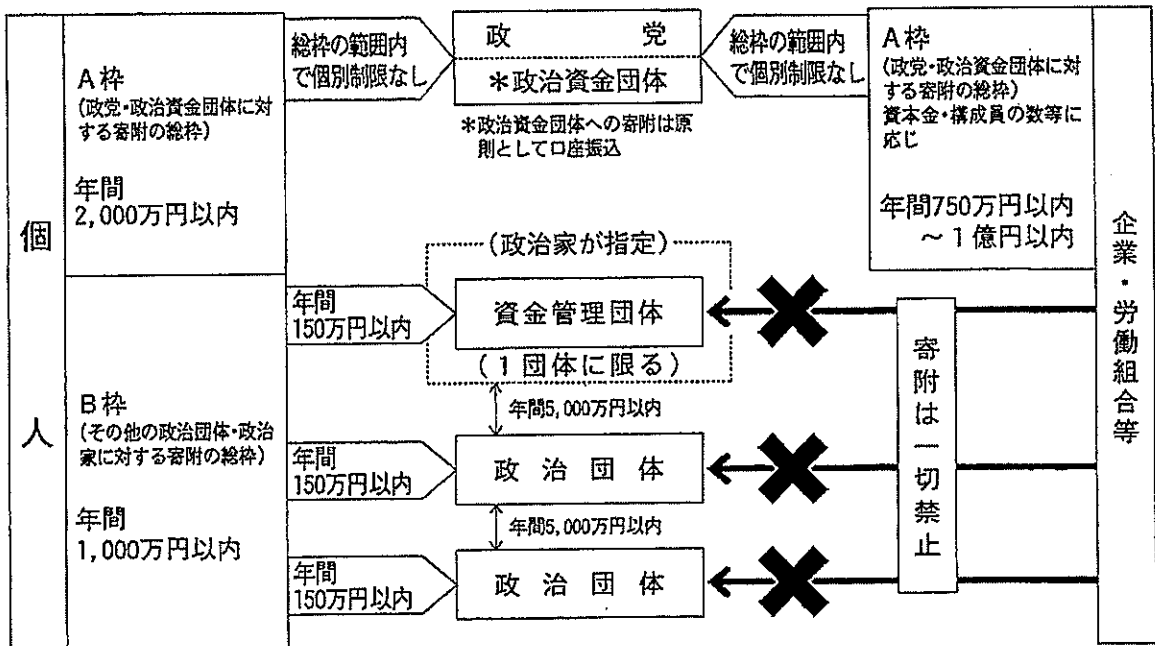
[金銭等]：選挙運動に関するものを除き、金銭等による寄附は禁止されます。

※政治資金規正法第21条の2

第1項 何人も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関して寄附（金銭等によるものに限るものとし、政治団体に対するものを除く。）をしてはならない。

第2項 前項の規定は、政党がする寄附については、適用しない。

[政党、政治団体に対する寄附の制限]



## 第4 選挙に関する届出等の時間

公職選挙法又はこれに基づく政令の規定によって、公職の候補者等が選挙管理委員会、選挙長に対してする届出、請求、申出その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければなりません。(法270)





